

検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省保険局医療課長の通知「令和3年10月29日付、保医発1029第1号」により、下記の検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内いたします。

お取り計らいの程、お願い申し上げます。

敬具

記

新規収載項目

- minor BCR-ABL mRNA
- プロステートヘルスインデックス (phi)

保険収載内容の一部変更

- ウイルス・細菌核酸多項目同時検出 (SARS-CoV-2 を含む。)

適用日

2021年11月1日(月)より適用



保健科学グループ

保健科学研究所 〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106 TEL. 045-333-1661
保健科学東日本 〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673 TEL. 048-543-4000
保健科学西日本 〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328 TEL. 075-933-6060

新規収載項目

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
minor BCR-ABL mRNA	2,520 点	遺伝子 関連・ 染色体 検査 判断料 100点	D006-3 Major BCR-ABL1 (mRNA定量(国際 標準値))の「1」	診断の補助又はモニタリングを目的として、リアルタイムRT-PCR法によりminor BCR-ABL mRNAを測定した場合は、区分番号「D006-3」Major BCR-ABL1 (mRNA定量(国際標準値))の「1」診断の補助に用いるものを準用して算定する。
プロステート ヘルスインデックス (phi)	127点 + 154点	生化学的 検査 (Ⅱ) 判断料 144点	「D009」 腫瘍マーカーの 「8」および「15」	<p>ア 診療及び他の検査（前立腺特異抗原（PSA）等）の結果から前立腺癌の患者であることが強く疑われる者であって、以下の（イ）、（ロ）又は（ハ）のいずれかに該当する者に対して、CLEIA法により、前立腺特異抗原（PSA）、遊離型PSA及び「-2」proPSAを測定し、プロステートヘルスインデックス（phi）を算出した場合に限り、区分番号「D009」腫瘍マーカーの「8」前立腺特異抗原（PSA）及び区分番号「D009」腫瘍マーカーの「15」遊離型PSA比（PSA F/T比）の所定点数を合算した点数を準用して算定する。</p> <p>（イ）前立腺特異抗原（PSA）値が4.0ng/mL以上かつ10.0ng/mL以下 （ロ）50歳以上65歳未満であって、前立腺特異抗原（PSA）値が3.0ng/mL以上かつ10.0ng/mL以下 （ハ）65歳以上70歳未満であって、前立腺特異抗原（PSA）値3.5ng/mL以上かつ10.0ng/mL以下</p> <p>イ アに該当する患者に対して、前立腺癌の診断の確定又は転帰の決定までの間に、原則として1回を限度として算定する。ただし、前立腺針生検法等により前立腺癌の確定診断がつかない場合においては、3月に1回に限り、3回を限度として算定できる。</p> <p>ウ 「D009」腫瘍マーカーの「8」前立腺特異抗原（PSA）を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p>エ 「D009」腫瘍マーカーの「15」遊離型PSA比（PSAF/T比）を併せて実施した場合には、主たるもののみ算定する。</p> <p>オ 本検査を算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄に、前立腺特異抗原（PSA）の測定年月日及び測定結果を記載すること。また、本検査を2回以上算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその必要性を記載すること。</p>

保険収載内容の一部変更

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
ウイルス・細菌核酸 多項目同時検出 (SARS-CoV-2 を含む。)	検体採取を行った 保険医療機関以外の 施設へ輸送し検査 を委託して実施 した場合 ：450点×4回分 それ以外の場合 ：450点×3回分	微生物 学的 検査 判断料 150点	「D023」 微生物核酸 同定 ・定量検査 の「14」	COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、マイクロアレイ法（定性）により、鼻咽頭拭い液中のインフルエンザウイルス、コロナウイルス、パラインフルエンザウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス、RSウイルス、ヒトライノウイルス/エンテロウイルス、マイコプラズマ・ニューモニエ、クラミジア・ニューモニエ、百日咳菌、 <u>パラ百日咳菌</u> 及びSARS-CoV-2の核酸検出（以下「ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）」という。）を同時に行った場合、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合は、本区分の「14」SARSコロナウイルス核酸検出の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、同点数3回分を合算した点数を準用して算定する。（以下、略）

※下線部分に変更されました。